

登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準（案）

令和〇年〇月〇日 （文書番号）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第４１号。以下「法」という。）第６３条第１項の養成業務規程は、この基準に定める要件に適合しなければならないものとする。

１ 養成課程の実施の方法に関する事項（法第６３条第２項関係）

- ① 実施する養成課程の名称及び収容定員数が定められていること。
- ② 各科目が、養成課程の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する教授者により、適切な教材を用いて、適切な時間配分により、体系的に行われること。
- ③ 各科目の実施に当たり、通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容としていること。ただし、授業時間を法が求める最低授業時数より増加する場合は、当該増加分以内で授業時間外の学習を減ずることは可能とする。
- ④ 教授者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の収容定員数及び同時に授業を受ける受講者数を定めて行われること。
- ⑤ 養成課程の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録日本語教員養成機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
 - イ）同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの
 - ロ）毎回の授業の実施に当たって、教授補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う教授者若しくは教授補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な教授を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの
- ⑥ 複数の登録日本語教員養成機関が共同して１つの養成課程を実施する場合、当該養成課程の実施について共同する登録日本語教員養成機関間の役割分担等の円滑な養成課程の実施に必要な事項を定めていること。

２ 養成業務に関する料金に関する事項（法第６３条第２項関係）

- ① 料金の額が養成業務の実施に要する費用に照らし、適正な額となっていること。
- ② 料金が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないこと。

３ 養成業務を行う時間及び休日に関する事項（日本語教育の適正かつ確実な

実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和5年文部科学省令第〇号。以下「施行規則」という。）第71条第1号関係）

- 養成業務を行う時間及び休日が明確に定められていること。また、養成業務を実施する日及び時間が、養成課程を受講する者にとって著しく利便を欠くものとなっていないこと。

4 養成業務の実施体制に関する事項（施行規則第71条第2号関係）

- ① 養成課程の収容定員数133人につき1人以上の本務等教授者（養成課程の編成その他の当該養成課程に係る業務について責任を担う教授者であって、専ら当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（学部や学科等で養成課程を実施する場合は当該学部や学科等）の教育に従事するもの又は本務として当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（上記学部や学科等）の教育に従事するものをいう。）を置き、実施上支障を来さない体制を整備することとしていること。
- ② 本務等教授者の中から主任者を置くこととしていること。
- ③ 養成課程の実施に係る事務の責任者を置く等の必要な職員の体制を整備することとしていること。
- ④ 複数の登録日本語教員養成機関が共同して1つの養成課程を実施する場合、共同する登録日本語教員養成機関が整備する体制全体を1の機関における体制とみなして上記①～③を満たすとともに、各登録日本語教員養成機関に最低1人の本務等教授者及び養成課程の実施に係る事務を担う者を置くこととしていること。

5 養成業務を行う事務所に係る事項（施行規則第71条第3号関係）

- ① 全ての事務所の所在地が定められていること。
- ② 養成課程を行う全ての事務所に養成課程の実施に必要な施設及び設備を備えることとしていること。

6 養成課程の日程及び公示方法に関する事項（施行規則第71条第4号関係）

- ① 養成課程の日程が明確に定められていること。また、当該日程が、養成課程を受講する者にとって著しく利便を欠くものとなっていないこと。
- ② 上記の日程を養成課程の受講を希望する者に対して公示する方法について、インターネットの利用等適切に定められていること。

7 養成課程の受講の申請に関する事項（施行規則第71条第5号関係）

- 養成課程の受講の申請について、期限、方法、必要書類等が適切に定められていること。

8 養成課程の修了の要件に関する事項（施行規則第71条第6号関係）

- 養成課程の目的に照らし、受講者の能力を確認するための試験等の適切な修了の要件を設けていること。

9 修了証書の交付及び再交付に関する事項（施行規則第71条第7号関係）

- 修了証書の交付の方法、再交付の申請手続き及び方法が適切に定められていること。
- 1 0 料金の収納及び返還の方法に関する事項（施行規則第 7 1 条第 8 号関係）
 - ① 料金の収納方法が定められていること。
 - ② 料金の納入に要する費用を負担する者が定められていること。
 - ③ 養成業務の不履行、受講者による実践研修の受講の中断等の事由が生じた場合の手数料の返還等の取扱が定められていること。
- 1 1 養成業務に係る経費の維持方法に関する事項（施行規則第 7 1 条第 9 号関係）
 - 養成課程の適正かつ安定的な実施のため、養成課程に係る経費の見積を行い、予算の計画を策定し、維持するための体制及び方法が適切に定められていること。
- 1 2 養成業務の評価に関する事項（施行規則第 7 1 条第 1 0 号関係）
 - 養成課程の実施状況について、毎年度、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとしていること。
- 1 3 養成業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項（施行規則第 7 1 条第 1 1 号関係）
 - ① 養成業務の実施における秘密の保持の確保に関するルールが定められていること。
 - ② 文書の保存における秘密の保持に関するルールが定められていること。
- 1 4 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項（施行規則第 7 1 条第 1 2 号関係）
 - ① 財務諸表等の作成の責任者を置いていること。
 - ② 財務諸表等の閲覧や写しの交付の求めに適切に対応するため、閲覧や交付について、請求手続きや方法、それに要する費用が定められていること。
- 1 5 養成業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項（施行規則第 7 1 条第 1 3 号関係）
 - ① 養成業務に関する帳簿及び書類の作成や、法律・省令に基づく必要事項の記録の責任者を置いていること。
 - ② 養成業務に関する帳簿及び書類の保存期間や方法が適切に定められていること。
- 1 6 不正な受講者の処分に関する事項（施行規則第 7 1 条第 1 4 号関係）
 - ① 不正な受講者の処分が明確に定められていること。
 - ② 処分を受けた者の不服申し立ての手続きが定められていること。
- 1 7 その他の事項

- 上記のほか、養成業務の適正な実施に当たり、養成業務規程の内容に著しく不適切と認められる事情がないこと。